

令和 5 年 度

交付税及び譲与税配付金特別会計財務書類

交付税及び譲与税配付金特別会計財務書類は、「特別会計に関する法律」第 19 条第 1 項の規定により、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するために企業会計の慣行を参考として作成した書類である。

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和5年 3月31日)	本会計年度 (令和6年 3月31日)		前会計年度 (令和5年 3月31日)	本会計年度 (令和6年 3月31日)
＜資 産 の 部＞			＜負 債 の 部＞		
現 金 ・ 預 金	1,845,963	1,233,355	未 払 費 用	—	101
そ の 他 の 債 権 等	521,900	521,900	借 入 金	29,612,295	28,977,403
一般会計からの未 繰入額	521,900	521,900	そ の 他 の 債 務 等	4,067,204	3,284,026
有 形 固 定 資 産	0	0	一般会計からの繰 入に係る未精算額	4,067,204	3,284,026
物 品	0	0	負 債 合 計	33,679,500	32,261,530
			＜資産・負債差額の部＞		
			資 産 ・ 負 債 差 額 △	31,311,636 △	30,506,275
資 産 合 計	2,367,863	1,755,255	負債及び資産・ 負債差額合計	2,367,863	1,755,255

業 務 費 用 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日〕
人 件 費	2	3
地 方 交 付 税 交 付 金	18,630,969	19,006,955
地 方 特 例 交 付 金	222,706	216,900
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	45,803	41,097
地 方 譲 与 税 譲 与 金	2,762,111	2,775,155
委 託 費	211	211
支 出 金	205	201
庁 費 等	40	42
そ の 他 の 経 費	24	34
支 払 利 息	3,952	8,970
本 年 度 業 務 費 用 合 計	21,666,026	22,049,573

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕		本 会 計 年 度 〔自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日〕	
I 前年度末資産・負債差額	△	32,254,246	△	31,311,636
II 本年度業務費用合計	△	21,666,026	△	22,049,573
III 財 源		22,608,637		22,854,933
1 自 己 収 入		3,165		4,371
そ の 他 の 財 源		3,165		4,371
2 目 的 税 等 収 入		4,613,959		4,733,462
租 税 収 入		4,613,959		4,733,462
3 他会計からの受入		17,991,512		18,117,098
一般会計からの受入		17,849,569		18,004,853
財政投融资特別会計からの受入		50,000		50,000
東日本大震災復興特別会計からの受入		91,942		62,245
IV 本年度末資産・負債差額	△	31,311,636	△	30,506,275

区 分 別 収 支 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自 己 収 入		
そ の 他 の 収 入	3,165	4,371
目 的 税 等 収 入		
租 税 収 入	4,613,959	4,733,462
他 会 計 か ら の 受 入		
一 般 会 計 か ら の 受 入	17,558,590	17,221,674
財 政 投 融 資 特 別 会 計 か ら の 受 入	50,000	50,000
東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 か ら の 受 入	91,942	62,245
前 年 度 剰 余 金 受 入	1,694,332	1,845,963
財 源 合 計	24,011,990	23,917,718
2 業 務 支 出		
(1) 業 務 支 出 (施 設 整 備 支 出 を 除 く)		
人 件 費	△ 2	△ 3
地 方 交 付 税 交 付 金	△ 18,630,969	△ 19,006,955
地 方 特 例 交 付 金	△ 222,706	△ 216,900
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	△ 45,803	△ 41,097
地 方 譲 与 税 譲 与 金	△ 2,762,111	△ 2,775,155
委 託 費	△ 211	△ 211
支 出 金	△ 205	△ 201
庁 費 等 の 支 出	△ 40	△ 42
そ の 他 の 支 出	△ 24	△ 34
業 務 支 出 (施 設 整 備 支 出 を 除 く) 合 計	△ 21,662,074	△ 22,040,602
業 務 支 出 合 計	△ 21,662,074	△ 22,040,602
業 務 収 支	2,349,916	1,877,116
II 財 務 収 支		
借 入 に よ る 収 入	29,612,295	28,977,403
借 入 金 の 返 済 に よ る 支 出	△ 30,112,295	△ 29,612,295
利 息 の 支 払 額	△ 3,952	△ 8,869
財 務 収 支	△ 503,952	△ 643,761

本 年 度 収 支	1,845,963	1,233,355
翌 年 度 歳 入 繰 入	1,845,963	1,233,355
本年度末現金・預金残高	1,845,963	1,233,355

注 記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

(2) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 追加情報

(1) 出納整理期間

本特別会計は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「一般会計からの未繰入額」には、「地方交付税法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第5号)第1条の規定による改正前の「地方交付税法」(以下「旧地方交付税法」という。)附則第4条の2第3項の規定に基づき、後年度の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額を計上している。
- ・「物品」には、取得価格が50万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。

イ 負債の部

- ・「未払費用」には、借入金に係る未払利息を計上している。
- ・「借入金」には、民間金融機関等からの借入金を計上している。
- ・「一般会計からの繰入に係る未精算額」には、旧地方交付税法附則第4条の2第4項及び第5項の規定に基づき、後年度の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額を計上している。
- ・「地方交付税交付金」には、「地方交付税法」に基づき地方公共団体に交付した額を計上している。
- ・「地方特例交付金」には、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」及び「地方税法」に基づき地方公共団体に交付した額を計上している。
- ・「交通安全対策特別交付金」には、「道路交通法」の規定に基づき地方公共団体に交付した額を計上している。
- ・「地方譲与税譲与金」には、「地方揮発油譲与税法」、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」、「石油ガス譲与税法」、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」、「自動車重量譲与税法」、「航空機燃料譲与税法」、「特別とん譲与税法」及び前年度において、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成21年法律第9号)第3条の規定による改正前の「地方道路譲与税法」(以下「旧地方道路譲与税法」という。)に基づき地方公共団体に譲与した額を計上している。

- ・「委託費」には、地方交付税算定額の集計分析等を請け負う事業者、「航空機燃料譲与税法」第2条第1項第2号で定める空港に係るLden62以上の騒音予測コンター図内の「航空機燃料譲与税法施行規則」第2条第1項で定める地区内の世帯数算定に係る資料の作成を請け負う事業者、「航空機燃料譲与税法施行規則」第2条第1項で定める地区のコンター図作成を請け負う事業者に対する地方交付税算定等業務委託費を計上している。
- ・「支出金」には、「道路交通法」の規定に基づき都道府県に支出した通告書送付費支出金を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当するものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するものを計上している。
- ・「支払利息」には、借入金及び一時借入金の資金調達に関して発生した利息を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「その他の財源」には、当該決算期間に対応する預託金利子収入、小切手支払未済金収入及び東日本大震災復興に係る地方交付税交付金の返納金等に係る収入を計上している。
- ・「租税収入」には、地方法人税、地方揮発油税、石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく地方交付税交付金、地方特例交付金及び借入金等に係る利子の財源として一般会計から受け入れた額、旧地方交付税法附則第4条の2第3項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額の単年度増減額、旧地方交付税法附則第4条の2第4項及び第5項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額の単年度増減額の合算額並びに「道路交通法」の規定により納付された反則金を計上している。
- ・「財政投融资特別会計からの受入」には、「地方公共団体金融機構法」附則第14条及び「地方交付税法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第5号)第2条の規定による改正前の「特別会計に関する法律」(以下「旧特別会計法」という。)附則第10条第3項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させるものとされている額について、財政投融资特別会計から受け入れた額を計上している。
- ・「東日本大震災復興特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第23条第1号ハ、第224条第2号ロ及び第229条第1項の規定に基づき、復興費用の支出に必要な財源として東日本大震災復興特別会計から受け入れた額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、預託金利子収入、小切手支払未済金収入及び東日本大震災復興に係る地方交付税交付金の返納金等に係る収入を計上している。
- ・「租税収入」には、地方法人税、地方揮発油税、石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく地方交付税交付金、地方特例交付金及び借入金等に係る利子の財源として一般会計から受け入れた額並びに「道路交通法」の規定により納付された反則金を計上している。
- ・「財政投融资特別会計からの受入」には、「地方公共団体金融機構法」附則第14条及び旧特別会計法附則第10条第3項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させるものとされている額について、財政投融资特別会計から受け入れた額を計上している。

- ・「東日本大震災復興特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第23条第1号ハ、第224条第2号ロ及び第229条第1項の規定に基づき、復興費用の支出に必要な財源として東日本大震災復興特別会計から受け入れた額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本特別会計の前年度剰余金を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額を計上している。
- ・「地方交付税交付金」には、「地方交付税法」に基づき地方公共団体に交付した額を計上している。
- ・「地方特例交付金」には、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」及び「地方税法」に基づき地方公共団体に交付した額を計上している。
- ・「交通安全対策特別交付金」には、「道路交通法」の規定に基づき地方公共団体に交付した額を計上している。
- ・「地方譲与税譲与金」には、「地方揮発油譲与税法」、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」、「石油ガス譲与税法」、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」、「自動車重量譲与税法」、「航空機燃料譲与税法」、「特別とん譲与税法」及び前年度において、「旧地方道路譲与税法」に基づき地方公共団体に譲与した額を計上している。
- ・「委託費」には、地方交付税算定額の集計分析等を請け負う事業者、「航空機燃料譲与税法」第2条第1項第2号で定める空港に係るLden62以上の騒音予測コンター図内の「航空機燃料譲与税法施行規則」第2条第1項で定める地区内の世帯数算定に係る資料の作成を請け負う事業者、「航空機燃料譲与税法施行規則」第2条第1項で定める地区のコンター図作成を請け負う事業者に対する地方交付税算定等業務委託費を計上している。
- ・「支出金」には、「道路交通法」の規定に基づき都道府県に支出した通告書送付費支出金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当する支出を計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「借入による収入」には、民間金融機関等からの借入金に係る収入を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、民間金融機関等への借入金返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、借入金及び一時借入金に係る利子支払を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」の額を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」の額を計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(3) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ③ 旧地方交付税法附則第4条の2第1項の規定により、令和6年度以降の各年度分の地方交付税交付金の総額は、当分の間、同法第6条第2項の規定により算定した額に15,400百万円を加算した額とすることとされている。したがって、「当分の間」とされていることから全体の金額を確定することができないため、一般会計からの未繰入額には含まれていない。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	1,233,355
合 計	1,233,355

② その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債 権 の 種 類	相 手 先	本年度末残高	債 権 の 内 容 等
一般会計からの未繰入額	一般会計	521,900	「旧地方交付税法」附則第4条の2第3項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額
合 計		521,900	

(注) 「旧地方交付税法」附則第4条の2第1項の規定により、令和6年度以降の各年度分の地方交付税交付金の総額は、当分の間、同法第6条第2項の規定により算定した額に15,400百万円を加算した額とすることとされている。したがって、「当分の間」とされていることから全体の金額を確定することができないため、一般会計からの未繰入額には含まれていない。

③ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
物 品	0	—	—	—	—	0
合 計	0	—	—	—	—	0

(2) 負債項目の明細

① 借入金の明細

(単位：百万円)

借 入 先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
財政融資資金	5,566,923	143,724,445	144,659,391	4,631,977
民間金融機関	24,045,372	48,390,990	48,090,936	24,345,426
合 計	29,612,295	192,115,435	192,750,327	28,977,403

(注1) 財政融資資金の本年度増加額及び本年度減少額には一時借入金(139,092,468百万円)が含まれている。

(注2) 民間金融機関の本年度増加額及び本年度減少額には一時借入金(24,045,564百万円)が含まれている。

② その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債 務 の 種 類	相 手 先	本年度末残高	債 務 の 内 容 等
一般会計からの繰入に係る未精算額	一般会計	3,284,026	「旧地方交付税法」附則第4条の2第4項及び第5項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額
合 計		3,284,026	

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 地方交付税交付金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
地 方 交 付 税 交 付 金	道府県、市町村	19,006,955	「地方交付税法」に基づき、地方公共団体間の財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国税 5 税の一定割合等を原資として交付	無
合 計		19,006,955		

(2) 地方特例交付金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
地 方 特 例 交 付 金	都道府県、市町村、特別区	204,500	「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するために交付	無
固定資産税減収補填特別交付金	都道府県、市町村	12,400	「地方税法」に基づき、固定資産税の臨時的軽減による減収額を補填するために交付	無
合 計		216,900		

(3) 交通安全対策特別交付金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	都道府県、市町村、特別区	41,097	「道路交通法」の規定に基づく交通安全対策特別交付金の交付	無
合 計		41,097		

(4) 地方譲与税譲与金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
地方揮発油譲与税譲与金	都道府県、市町村(特別区含む)	222,317	「地方揮発油譲与税法」に基づき、地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与	無
森林環境譲与税譲与金	市町村(特別区含む)、都道府県	50,000	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、森林環境税の収入額に相当する額を譲与	無
石油ガス譲与税譲与金	都道府県、指定市	4,517	「石油ガス譲与税法」に基づき、石油ガス税の収入額の2分の1に相当する額を譲与	無
特別法人事業譲与税譲与金	都道府県	2,174,384	「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」に基づき、特別法人事業税(令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税を含む。)の収入額に相当する額を譲与	無
自動車重量譲与税譲与金	市町村(特別区含む)、都道府県	298,098	「自動車重量譲与税法」に基づき、自動車重量税の収入額の1,000分の431に相当する額を譲与	無
航空機燃料譲与税譲与金	空港関係市町村(特別区含む)、空港関係都道府県	14,292	「航空機燃料譲与税法」に基づき、航空機燃料税の収入額の13分の4に相当する額を譲与	無
特別とん譲与税譲与金	開港所在市町村(都を含む)	11,544	「特別とん譲与税法」に基づき、特別とん税の収入額に相当する額を譲与	無
合 計		2,775,155		

(注) 森林環境譲与税については、国税として徴収される森林環境税の課税が令和6年度から開始されることから、令和2年度(令和元年度原資の借入金の償還を含む)から令和6年度までは、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用して譲与される。

(5) 委託費の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
地方交付税算定等業務委託費	地方公共団体情報システム機構	204	地方交付税算定額の集計分析等を委託	無
地方交付税算定等業務委託費	内外地図株式会社	0	「航空機燃料譲与税法」第2条第1項第2号で定める空港に係るLden62以上の騒音予測コンター図内の「航空機燃料譲与税法施行規則」第2条第1項で定める地区内の世帯数算定に係る資料作成を委託	無
地方交付税算定等業務委託費	一般財団法人空港振興・環境整備支援機構	5	「航空機燃料譲与税法施行規則」第2条第1項で定める地区のコンター図作成を委託	無
合 計		211		

(6) 支出金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
通 告 書 送 付 費 支 出 金	都道府県	201	「道路交通法」の規定に基づく通告書送付費支出金の支出	無
合 計		201		

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
雑収入	雑収入	地方公共団体等	4,371
合計			4,371

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
雑収入	雑収入	地方公共団体等	4,371
合計			4,371